

各府省契約担当課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務の調達における低入札価格調査制度の価格基準について

『「強い経済」を実現する総合経済対策』（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）においては、官公需の価格転嫁の徹底の観点から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について「事業所管省庁において主要な業種の価格基準を 2025 年度中に策定する」とされています。

この度、ビルメンテナンス業務（注）の調達において、各府省が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の規定に基づき策定する低入札価格調査基準について、現場業務の適切な履行に必要な経費の目安として下記のように定めたので、貴職におかれては、業務内容や地域の実情等に応じ、「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和 7 年 12 月 16 日府省庁等申合せ）に基づき、令和 7 年度末までに順次、低入札価格調査基準の見直しを行っていただきますようお願いいたします。

なお、基準の見直しにあたっては、同令第 102 条の 3 の規定に基づく財務大臣（財務省主計局法規課）への協議を要する旨申し添えます。

（注）主として庁舎等の建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理に関する業務であり、これに付随する業務を含む。以下同じ。

記

ビルメンテナンス業務の調達における低入札価格調査制度の価格基準

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接物品費の額
- (3) 業務管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

なお、本基準は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表する「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務積算要領」、「建築保全業務労務単価」等の技術基準等をベースに設定したものであり、「ビルメンテナンス業務に係る発注関連事務の運用に関するガイドライン」においても、予定価格の積算に当たっては当該技術基準等を適切に活用することとしている。

各都道府県会計担当課長
各都道府県契約担当課長
各市区町村会計担当課長
各市区町村契約担当課長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務の調達における
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について

『「強い経済」を実現する総合経済対策』（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）においては、官公需の価格転嫁の徹底の観点から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について「事業所管省庁において主要な業種の価格基準を 2025 年度中に策定する」とされています。

「ビルメンテナンス業務に係る発注関連事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「ガイドライン」という。）においては、各制度を導入できる場合においては、原則として全ての入札において低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入することとしているところです。

この度、ビルメンテナンス業務（注）の調達において、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準について、現場業務の適切な履行に必要な経費の目安として下記のように定めたので、業務内容や地域の実情等に応じ、適切に活用していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものです。

（注）主として庁舎等の建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理に関する業務であり、これに付随する業務を含む。以下同じ。

記

ビルメンテナンス業務の調達における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の価格基準

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接物品費の額
- (3) 業務管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

なお、本基準は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表する「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務積算要領」、「建築保全業務労務単価」等の技術基準等をベースに設定したものであり、「ビルメンテナンス業務に係る発注関連事務の運用に関するガイドライン」においても、予定価格の積算に当たっては当該技術基準等を適切に活用することとしている。